

三朝町景観条例（仮称）骨子案に係るパブリックコメントの実施結果について

R4.11.28 企画課

- 1 募集期間 令和4年10月31日（月）～11月16日（水）
- 2 意見総数 4名（のべ7件）
- 3 意見への回答

貴重なご意見をくださり、ありがとうございました。

いただいたご意見の趣旨を踏まえ、町景観条例の作成、また令和5年度に策定を予定する「三朝町景観計画」の検討に当たりそれぞれ参考とさせていただきます。

【個別の意見への回答】

番号	区分	意見等の概要	町の考え方
1	全般	長年放置されている建物の再生活用にもつながれば三朝町の発展に貢献すると考える。 新築も景観を考えた建て方が良い。	現に存する建物については、条例による規制の対象外となります。 なお、建築物等の新築、増築、改築、大規模修繕や模様替えについては、規制の対象となるため、景観に配慮した魅力的なまちづくりに資すると考えます。
2	重点区域	温泉街周辺は道路が狭く、構造物が小さくても周囲への影響が大きいため、規制の基準を厳しくしてほしい。	景観計画においては、良好な景観の形成が特に必要とされる地域を「景観形成重点区域」として指定し、基準を厳しくすることが可能です。 今後、景観法に基づく「三朝町景観計画」を策定する中で、重点区域の検討を進めて参ります。
3	屋外広告物	三朝町のイメージを損なう不適切な看板を撤去することにつながってほしい。	条例に基づき既存の看板を規制することは困難です。 ただし、屋外広告物は景観の阻害要因となりうるものであり、その適正な表示、設置を規制誘導することは景観形成上極めて重要であることから、今後、「三朝町景観計画」の策定に当たり、三朝町らしい風情や景観が損なわれないような基準の設定に向けて検討を進めて参ります。
4		広告板については、見る人の多くに不快な気持ちを与えるべきでなく、特定の人物や団体への攻撃や批判など表現の内容も審査の対象にしてほしい。	
5	太陽光発電	三朝町の宝である山々を安易に削って太陽光パネルが設置されることが無いようにお願いします。	太陽光発電設備及び風力発電設備は、規制を受ける特定工作物として条例中に明示し、一定規模以上での届出と鳥取県景観計画に定める景観形成基準の遵守を事業者を求めることとなります。 反射光に関する基準は、今後、景観法に基づく「三朝町景観計画」を策定する中で、設定に向けて検討を進めて参ります。
6		太陽光発電事業で反射光などの問題や、風力発電についても、どこかでチェックできる対応がほしい。	
7	計画案	骨子案「2景観計画（3）計画提案の手続き」にある「住民等」とは何か。	景観計画を提案することができる主体として景観法第11条に規定されている、土地所有者等及びまちづくりの推進を図る活動を目的とするNPO法人・一般社団法人等を指します。